

顧問の委嘱に関する運用内規

制 定：2010年 4月 1日
最近改正：2016年 3月 27日

第1条 この運用内規は、定款26条、細則第6条、及び会員及び顧問に関する規程第13条に基づき、これを定める。

第2条 本会の顧問は、以下の各号のいずれかに該当する者から選任する。

- (1) 本会の目的および事業に関し造詣が深く、有益な助言及び指導的見解を有する者
- (2) 本会の理事長歴任者で、引続き指導的である者
- (3) 本会に対する功績の大なる者

第3条 本会の顧問は、前条に該当する者で、業務執行理事会の推薦に基づき、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

第4条 本会の顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第5条 本会の顧問は、理事長の本会の重要事項の諮問にこたえるほか、本会の運営に関し意見を述べることができる。

2 本会の顧問は、本会の重要行事に際しては特別招待とし、これを厚く遇するものとする。

第6条 本会の顧問は、社員総会その他の理事長が特に必要と認めた会議に出席し、議長の求めに応じて発言できるものとする。

第7条 本運用内規の改廃は、業務執行理事会の議決を経て理事長が行う。

附 則

1 この運用内規は2010年 4月 1日より発効する。

附 則

1 この運用内規は2016年 3月 27日より発効する。